

以テ此、際會ヲ認識セシムル意味ニ於テ飽迄親交會臨時總會ノ決議ヲ承認セシムヘク邁進シタシト主張スル強硬論者及會社側ハ取引先ノ關係等ヨリ作業方法ノ改正ヲ必要トシ相當額ノ費用ヲ投シ新管理法ヲ計画シタル如クナルヲ以テ會社側ニ對シ全面的ニ反対スルハ穩當ヲ欠クノ嫌マルヲ以テ會社側ヨリ提案セル作業票ニ作業完了タイム押捺ヲ認メ其ノ交換条件トシテ作業傳票ノ職工ノ氏名及機械番號ヲ削除セシメテハ如何ト云フ意見アリタルカ種々協議ノ結果左記ノ通り交渉事項ヲ決定午後七時三十分散會セリ

記

- 一 親交會ノ臨時總會ノ決議ニ基キ作業票ニタイムレコード
- 一 依ル時間押捺捺止ヲ要求スルコト
- 一 會社側ニ於テ右ノ妥協案ニ就テ絶対讓歩ノ余地ナキ場合ハ會社ノ妥協案ヲ認メ其ノ交換条件トシテ作業票ヨリ職

工ノ氏名及機械番號ノ削除ヲ要求スルコト

(9) 本月十三日午前十時ヨリ會社第一應接室ニ於テ交渉委員横川徳太郎以下七名ハ堀常務、伊藤製造部長ト會見

從業員側ヨリ

會社側ノ回答ニ對シ対策協議會ヲ開催協議ノ結果作業票ニ作業終了右記入スルトシテモ一ヶ月間ノ作業傳票ヲ繰合スレハ作業能率ヲ測定セラレ單價切下招来ノ虞アリトシ反対スルコトニ決定シタルヲ以テ、タイムスタンプロ押捺ヲ廢止セラレタイト速バタルニ

會社側ハ重役會議ニ諮リ後刻何分ノ回答スヘシト答へ午前

十時會見ヲ終リタリ

(10) 十三日午前十一時四十五分堀常務ハ從業員側交渉委員横川徳太郎以下七名ヲ會社第一應接室ニ招致シ重役會議ノ結果諸君ノ希望ヲ容レ作業票ニ作業着手完了共タイムスタンプロ押